

4月1日から

定額給付金

子育て応援特別手当の

申請受付を開始します！



▼申請に係わるご注意

㊦ 郵送で申請されると…

郵送で申請される場合は、市役所へお越しいただく必要はありません。

申請の受付が 始まります！

市民の方々への生活支援と地域経済の活性化を目的として定額給付金を支給します。

また、多子世帯の幼児教育期の子育ての負担に配慮し、緊急措置として、子育て応援特別手当を支給します。

4月1日(水)から郵送による申請受付、4月2日(木)から窓口での申請受付を開始します。

申請書は3月下旬に市役所から世帯主あてに送付していますので、お手元に届いていない場合は、市役所定額給付金担当までご連絡ください。

Q & A

Q. 世帯主が申請書を記入できないので、同一世帯の息子が代理で申請できますか？

A. できます。同一世帯の方の名前で申請し、同一世帯の方名義の口座に振り込むことができます。

Q. 4月は忙しくて申請できないのですが？

A. 申請については、9月30日まで市役所にて随時受け付けています。

■4月2日(木)から4月10日(金)まで、市役所コミセン多目的ホールにおいて集中申請窓口を設置します。集中申請窓口の受付は下記の地区割で行います。

会場での混雑を避けるため、それぞれお住まいの住所で指定された日に申請されますようご協力をお願いします。

この期間での申請受理分は、**4月28日(火)**に世帯主の預金口座へ入金する予定です。

現金支給を希望する場合は、**5月15日(金)**受け取りの予定となっております。

この受付期間をはじめ、定額給付金の**即日の現金受け取りはできません**の点にご留意願います。

集中受付窓口(市役所コミセン)

■定額給付金・子育て応援特別手当 地区割

日程	時間	午前(9:00~12:00)	午後(12:00~16:45)
4月2日(木)		錦町・泉町・美園町	本町・大町・赤間4区・東大町・日の出町
3日(金)		豊栄町・幸町・住吉町	桜木町・宮下町・幌岡町・共和町
4日(土)		市内全地域対象	
5日(日)		市内全地域対象	
6日(月)		昭和町・西文京町	東文京町・北文京町
7日(火)		若木町	豊丘町・西豊里町・東豊里町・赤間1~3区・字豊里(豊丘南)
8日(水)		福栄団地・住友新町・住友末広町	住友住吉町・住友平和台・住友山手・住友本町・その他住友地区
9日(木)		茂尻元町・茂尻旭町・茂尻春日町	茂尻中央町・茂尻新町・茂尻本町・茂尻栄町・茂尻新春日・茂尻宮下
10日(金)		百戸町・エルム町・平岸新光町	平岸東町・平岸南町・平岸仲町・平岸曙町・平岸西町・平岸桂町

※当日は会場の混雑が予想されますので、できるだけそれぞれの指定日もしくは郵送にて手続きください！

【申請方法】

定額給付金または、子育て応援特別手当の支給を受けるためには、申請が必要です。

申請方法は、郵便による申請か、市役所の窓口での申請のいずれかになります。

詳細は、広報あかびら4月号と定額給付金申請のチラシを参照してください。

定額給付金



支給金額

一人 12,000円

(ただし、65歳以上(昭和19年2月2日以前生まれ)の人と18歳以下(平成2年2月2日以降生まれ)の人は20,000円)

基準日 支給の基準となる日

平成21年2月1日

※2月2日以降に赤平市内へ転入した場合は、従前の住所地からの支給となります。2月2日以降に市外へ転出した場合は、赤平市から支給します。

対象者 基準日現在、次のいずれかに該当する人

- 1 市内に住民登録がある人。
- 2 市内に外国人登録がある人(出生などにより在留資格を有することなく在留することができる人を含み、短期滞在の在留資格者を除く)。

支給方法

原則、世帯主名義の預金口座への振り込み(世帯全員の分を世帯主に一括して支給)

【定額給付金を受け取るまで】

1 申請書を返送



または窓口へ提出

2 審査



3 給付決定の通知



第1回

4 給付

口座振込 4.28
窓口支払 5.15

子育て応援特別手当



支給金額

支給対象となる子一人につき36,000円

基準日 支給の基準となる日

平成21年2月1日

※2月2日以降に赤平市内へ転入した場合は、従前の住所地からの支給となります。2月2日以降に市外へ転出した場合は、赤平市から支給します。

対象者 平成14年4月2日から17年4月1日生まれで、次のすべてに該当する子

- 1 同一世帯の平成2年4月2日から17年4月1日生まれの子の中で、第二子以降である。

※第一子が寮に入っているなどで世帯が別になつている場合でも、健康保険証などで扶養が確認できれば、同一世帯とみなします。

2 基準日現在、市内に住民登録または外国人登録がある人(外国籍の人は短期滞在者を除く)

支給対象者 支給対象となる子の属する世帯の世帯主で、基準日

現在、市内に住民登録または外国人登録がある人(外国籍の人は短期滞在者を除く)。

支給方法 原則、世帯主名義の預金口座への振り込み

【問合せ先】

赤平市役所
定額給付金担当
(子育て応援
特別手当)

☎32-2212

連絡先 赤歌警察署 ☎32・0110

- 市や総務省などがATM(銀行、コンビニなどの現金自動預払機)の操作をお願いすることはありません。
- ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。
- 市や総務省などが、定額給付金の給付のために、手数料などの振り込みを求めるとは絶対にありません。
- ご自宅や職場などに市や総務省(の職員)などをかたつた電話がかかってきたり、郵便が届いたりしたときには、迷わず、左記までご連絡ください。

定額給付金

の給付を
よそおった

振り込め詐欺や
個人情報の詐取に

ご注意ください!

